

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定するうなぎ稚魚漁業（うなぎ稚魚漁業（たも抄い））につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）10 月 8 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも抄い）	玉名市大浜町大浜漁港内	12 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの 100 日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1 人	別記のとおり
うなぎ稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも抄い）	玉名市横島町共栄横島漁港内	12 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの 100 日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1 人	別記のとおり

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
うなぎ 稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも抄い）	次の①から⑤の区域 ①熊本市西区沖新町南堤防西角と北防波堤突端とを結んだ線によって囲まれた区域（通称高砂港）内 ②熊本市西区沖新町四番漁港内 ③熊本市南区海路口町六番漁港内 ④宇土市住吉町住吉漁港内 ⑤宇土市戸口町網田橋上流端から網田港導流堤 1 号及び 2 号の先端部を結んだ線までの区域	12 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの 100 日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1 人	別記のとおり

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年（2026 年）10 月 14 日から令和 8 年（2026 年）10 月 30 日まで

3 備考

（１）この公示に係る許可の有効期間は、漁業時期と同じ期間とする。

（２）この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 指定集荷人及び漁業従事者は、許可証に記載された者でなければならない。

ウ 漁業従事者を漁業に従事させるときは、漁業従事者証を携帯させるほか、所定の帽子を着用させなければならない。

エ 採捕したうなぎの稚魚は、事業計画書のとおり取り扱わなければならない。

オ 漁業従事者が採捕したうなぎの稚魚以外の水産動物は、速やかに放流させなければならない。

カ 許可取得者は、許可の有効期間終了後、又は許可が取り消された場合は、遅滞無く許可証を返納しなければならない。

キ 国内すべての養殖場のにほんうなぎの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるうなぎの稚魚の採捕停止指示には従わなければならない。

（３）この公示に係る共同漁業権は令和 5 年（2023 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記

【漁業を営む者の資格】

次に掲げる者であって、漁業に関する法令、これに基づいてなされた処分及び熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の内容を遵守する者。ただし、うなぎの稚魚の採捕、管理及び養殖（業種別漁協にあっては、組合員への養殖用種苗の供給）が適正に行われると認められる者。

- (1) 玉名市滑石又は八代市鏡町に養殖場並びに住所又は事務所を有するうなぎ養殖業を営む個人又は法人であって、次に掲げるいずれにも該当する者
 - ア 内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）第 26 条第 2 項の規定により定められた国内で一度も飼育されていないにほんうなぎの池入量が 0.0 キログラムよりも大きいうなぎ養殖業の許可を受けた者
 - イ 養殖用種苗を採捕しようとする者
- (2) 熊本市西区田崎町に住所を有する業種別漁協であって、組合員の養殖用種苗を供給するために、うなぎの稚魚を採捕しようとする者
- (3) 県内の市町村に住所を有する個人であって、養殖業者又は業種別組合と供給契約を締結した者